明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（二九）　六
○地方税法の一部を改正する法律（三〇）　三〇
〔政　令〕
○東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（一一二）　三六
○地方税法施行令の一部を改正する政令（一一三）　六二
〔省　令〕
○地方税法施行規則の一部を改正する省令（総務四四）　七七
○東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（財務二〇）　七三
○法人税法施行規則の一部を改正する省令（同二一）　八一
〔告　示〕
○寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件の一部を改正する件（財務一四三）　八六
○東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十四条第一項の規定に基づき相当な損害を受けた地域を指定する件（同一四四）　八六
○東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十六条第一項の規定に基づき財務大臣が定める日を定める件（同一四五）　八七
○東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第四十二条第一項の規定に基づき国税庁長官が定める日を定める件（国税庁一一）　八七

本号で公布された法令のあらまし

◇東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（法律第二九号）（財務省）

一　所得税関係

1　東日本大震災により住宅、家財等について生じた損失について、次の措置を講ずることとした。（第四条、第五条関係）

㈠　その損失額を平成二二年分の総所得金額等から雑損控除として控除できる。

㈡　雑損控除を適用してその年分の総所得金額等から控除しても控除しきれない損失額についての繰越期間を五年とする。

2　事業所得者等の有する棚卸資産、事業用資産等につき東日本大震災により生じた損失（以下「被災事業用資産の損失」という。）について、次の措置を講ずることとした。（第六条、第七条関係）

㈠　その損失額を平成二二年分の事業所得の金額等の計算上、必要経費に算入することができる。この場合において、青色申告者について平成二二年分の所得において純損失が生じたときは、被災事業用資産の損失も含めて、平成二一年分の所得への繰戻し還付ができる。

㈡　被災事業用資産の損失を有する者の被災事業用資産の損失による純損失の金額及び平成二三年において生じた純損失の金額のうち次に掲げるものの繰越期間を五年とする。

(1)　青色申告者でその有する事業用資産等のうちに被災事業用資産の損失額の占める割合が一〇分の一以上である者の有する被災事業用資産の損失による純損失を含む平成二三年分の純損失の金額

(2)　白色申告者でその有する事業用資産等のうちに被災事業用資産の損失額の占める割合が一〇分の一以上である者の有する被災事業用資産の損失による純損失と変動所得に係る損失による純損失の合計額

3　個人が、平成二三年三月一一日から平成二五年一二月三一日までの間に支出した震災関連寄附金（国又は東日本大震災により著しい被害が発生した地方公共団体に対する寄附金及び東日本大震災に関連する財務大臣が指定寄附金として指定した寄附金をいう。以下同じ。）について、次の措置を講ずることとした。（第八条関係）

㈠　震災関連寄附金に対する寄附金控除についての控除対象限度額を、総所得金額等の一〇〇分の八〇相当額とする。

㈡　認定特定非営利活動法人及び共同募金会連合会に対して支出した震災関連寄附金のうち被災者の支援活動に必要な資金に充てられるものについて、その寄附金の額が二、〇〇〇円を超える場合には、所得控除との選択により、その超える額の一〇〇分の四〇相当額（所得税額の一〇〇分の二五相当額を限度）をその年分の所得税額から控除する。

4　勤労者が、東日本大震災により被害を受けたことにより、平成二三年三月一一日から平成二四年三月一〇日までの間に、勤労者財産形成住宅貯蓄及び勤労者財産形成年金貯蓄の目的外払出しを行う場合には、その貯蓄に係る利子等に対する遡及課税等は行わないこととした。（第一〇条関係、附則第三条関係）

5　住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除等の適用を受けていた住宅が東日本大震災により居住の用に供することができなくなった場合においても、控除対象期間の残りの期間について、引き続き税額控除を適用することができることとした。（第一三条関係）

二　法人税関係

1　法人の平成二三年三月一一日から平成二四年三月一〇日までの間に終了する各事業年度又は平成二三年三月一一日から同年九月一〇日までの間に終了する中間期間において生じた繰戻対象震災損失金額（欠損金額のうち東日本大震災により棚卸資産等について生じた損失の額で一定のものに達するまでの金額を